

令和2年度（2020年度）就学援助申請について

令和2年度（2020年度）の就学援助をご希望の方は、別紙「就学援助制度のお知らせ」を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

援助を受けられる方

「就学援助制度のお知らせ」の1ページに記載されていますのでご確認ください。
また、2ページ以降には申請に必要な書類や認定になる所得基準額、申請書の記入例なども記載されています。必ずよくお読みください。（所得基準額は変更になる場合があります）

申込方法

1 提出書類

- (1) 就学援助申請書兼世帯状況票（お子様が通学されている学校ごとに1枚必要です。）
- (2) 申請理由を証明する書類（「就学援助制度のお知らせ」で、ご確認ください。）
- (3) 口座振替申出書（学校徴収金以外の口座を利用する場合は申し出てください。
ただし、昨年度、認定されている方で登録済みの場合は不要です。）

2 提出について

保護者の方が持参または郵送してください。

申請書を受け付けましたら、受領書をお渡しします。認否結果が届くまでご家庭で保管してください。

3 提出期限 受付は令和2年3月2日からです。

申請区分	申請理由	提出期限	審査結果通知
早期2	①～⑪	3月13日(金)	5月末日予定
一般1（税情報利用）	①と⑫のみ	5月15日(金)	8月末日予定
一般2	全て	6月30日(火)	8月末日予定

4 その他

*早期1で申請された方は、再度申請する必要はありません。

*現在、生活保護を受給されている方も必ず申請書を提出してください。

（支給対象は、修学旅行費のみとなります。特に新3年生の保護者の方は必ず提出してください）

*学校医療券は就学援助の申請日以降しか発行できませんので、すみやかに提出してください。

*年度途中で経済状況が変わった場合など、途中申請もできます。学校までご相談ください。

*審査結果については、申請書に記載の住所へ大阪市教育委員会から直接送付されます。

お問い合わせ先及び提出先

大阪市立十三中学校（事務室）

住所：〒532-0023 淀川区十三東 5-1-27 TEL：(06)6301-2855

ご不明な点などありましたら、事務室までお問い合わせください！